

核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用要項

平成21年2月10日 図書・出版委員会決定

平成26年1月15日 最終改正

(趣旨)

第1 この要項は、核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用指針第4条に基づき、核融合科学研究所学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を構築・運用するために必要な事項を定める。

2 機関リポジトリの名称は、「NIFSリポジトリ」とする。

(実務担当者及び担当委員会)

第2 機関リポジトリの構築・運用及び管理に関する実務を行うため、実務担当者を置き、図書・出版委員長をもって充てる。

2 実務担当者は、機関リポジトリの実務を行うために、機関リポジトリ作業会を組織し、実務を処理させることができる。

(登録者)

第3 機関リポジトリには、次に掲げる者（以下「登録者」という。）の知的生産物を登録することができる。

- (1) 研究所に在籍又は在籍したことがある役員及び職員
- (2) 研究所研究教育職員の指導の下に研究活動を行っている又は行ったことがある学生
- (3) 研究所の客員研究員、共同研究員又はそれらであった者
- (4) その他所長が適当と認めた者

(登録できる知的生産物)

第4 機関リポジトリに登録することができる知的生産物は、研究所英文年報(Annual Report)、研究所レポート(NIFS Report, NIFS-DATA, NIFS-TECH, NIFS-MEMO)などの研究所の学術的刊行物、学術雑誌等の学術的出版物、学術的会合などにおいて公表されたもので、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が単独又は他と共同で作成したものであること。
- (2) 本研究所における研究活動など(共同研究を含む)において生産されたものであること。
- (3) 知的財産権に係る法令及び研究所の規程等が遵守されていること。
- (4) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

ア 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項

イ 情報セキュリティに関する事項

ウ 守秘義務に関する事項

- (5) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(公開)

第5 登録された知的生産物の公開は、登録者が希望する公開の範囲を尊重し、著作権の所在やポリシー等の権利関係、その他当該成果の公開に係る関係法令等を実務担当者が調査し、本要項第4の要件を満たしているか確認したうえで、次により取り扱うものとする。

- (1) 公開に支障がない場合

登録された知的生産物の本文（原則としてPDFファイル）及びメタデータ（論文等のタイトル、著者名、掲載誌名、抄録等）を公開する。その際、登録者から申し出や著作権者のポリシーにより、公開の範囲を限定し、あるいは公開開始を一定期間保留することができる。

(2) 公開に支障がある場合

登録者に、理由を付してその旨を通知する。

(その他の利用)

第6 機関リポジトリに登録された知的生産物は、前項第5により公開するほか、次に掲げる場合に利用することができるものとする。

(1) 保存及び利用可能性の維持のための複製又は媒体変換を行う場合

(2) 機関リポジトリに登録された知的生産物のうち、公開されたものについて、本研究所内で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、知的生産物のメタデータ及びリンク情報を提供する場合

(改訂版の登録)

第7 登録者は、既に登録された知的生産物の改訂版の登録を求めることができる。この場合において、既に登録されたものについては登録者の判断で削除することができる。

(削除)

第8 機関リポジトリに登録された知的生産物のうち、次に掲げる場合には削除するものとする。

(1) 登録者が、自己の知的生産物に関して理由を付して削除の申請を行った場合

(2) 登録された知的生産物が公序良俗に反し、若しくは研究倫理上の問題が生じることが判明し、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切であると委員会委員長が判断した場合

(責任)

第9 登録及び公開された知的生産物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(雑則)

第10 本要項に定めのない事項について検討の必要が生じた場合は、委員会において協議するものとする。

附 則

この要項は、平成21年2月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から実施する。